

# 自治体へのアンケート結果

---

# 占用料の在り方の見直しに関する自治体の意見

## アンケートの趣旨

第3回「道路占用の対価の在り方に係る専門部会」において、

- ・我々は直轄の占用の対価について議論しているが、影響額は地方道の方がはるかに大きい。地方主権の世の中ではあるが、国の規定を準用している地方もあるので、その辺のバランスを考える必要。報告書において言及すべき。
- ・東京都は独自に占用料を算定しており、国にならっているわけではないが、地方を見ると、都道府県レベルでも国にならっているところが多く、今回の区分の見直しで影響が出るところが大変多い。そういう自治体に意見を是非聞いていただき、それを参考にまとめるべき。

との意見を頂いたため、所在地区分の見直し、激変緩和措置の見直しについてアンケート調査を実施した。

## アンケートの対象

- 地域や所在地区分に偏りが生じないように機械的に選定した道府県（20自治体）及び市町村（30自治体）
- 回収率 30 / 50

# 占用料の在り方の見直しに関する自治体の意見

## 所在地区分の見直し

- アンケート内容
  - ・ 各自治体の所在地区分の方法
  - ・ 直轄国道の所在地区分の見直しに伴う影響

### ① 所在地区分の見直し

＜現状の制度＞	
区分の独自基準がある ( 3 / 30 )	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 甲地(市街化区域)と乙地(甲地以外)に分類し、看板等の都市部において受益が高い物件については、甲地を更に一級地(近隣商業地域及び商業地域の区域で、土地の価格水準が他の区域と比較して高く、他の区域と区別して占用料を徴収することが適当である区域)と二級地に分類している。単価は、土地の状況を踏まえて算定。</li> </ul>	(政令市 甲地)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国の扱いに準拠しているが、土地の価格が高い市について甲地とするなど、一部独自の取扱いを実施。</li> </ul>	(都道府県)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1級地(市内の中心部)、2級地(市街化区域で1級地以外)及び3級地(1級地、2級地以外)に分類し、1級地は国道と同額、2級地は75%、3級地は50%に減じた単価を設定。</li> </ul>	(政令市 甲地)
区分は国に準拠するが、占用料は独自基準 ( 4 / 30 )	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 固定資産税評価額に基づき独自に占用料単価を決定</li> </ul>	(都道府県/政令市 甲地/市 乙地/町 丙地)
国に準拠 ( 21 / 30 )	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所在地区分、占用料とも国に準拠</li> </ul>	



＜直轄国道の区分見直しに伴う影響＞	
区分の独自基準がある	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 影響なし</li> </ul>	
区分の独自基準がない	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 占用料算定システム等の改良が必要</li> </ul>	(都道府県)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区分方法の見直しの必要性について検討する必要がある</li> </ul>	(都道府県/市 甲地)

# 占用料の在り方の見直しに関する自治体の意見

## 激変緩和措置の見直し

- アンケート内容
  - ・ 各自治体で講じている激変緩和措置の方法や変動率
  - ・ 直轄国道の激変緩和措置の変動率変更に伴う影響

### ② 激変緩和措置の見直し

<現状の制度>	
独自基準(占用料の改定に伴う場合) ( 2 / 30 )	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 激変緩和措置を図ることが適当であると判断される占用料改定の際に、条例で緩和措置を図る</li> </ul>	(都道府県)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 著しく占用料単価が上昇した場合に限り、毎年度、前年度比1.2倍で設定した単価を条例で定め、適用させている</li> </ul>	(政令市 甲地)
独自基準(市町村合併に伴う場合) ( 3 / 30 )	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5年間で単価の差額を20%ずつ調整</li> </ul>	(都道府県)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4年間で単価の差額を25%ずつ調整</li> </ul>	(都道府県)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3年間に限って市町村合併前の単価とする</li> </ul>	(都道府県)
基準なし ( 7 / 30 )	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 激変緩和措置を講じていない</li> </ul>	(都道府県/市 甲地/市 乙地/町 丙地)
国に準拠 ( 15 / 30 )	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国に準拠し、前年度比1.1倍</li> </ul>	



<直轄国道の変動率引き上げに伴う影響>	
独自基準がある	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 影響なし</li> </ul>	
独自基準がない	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国に準拠し、変動率の引き上げを行う</li> </ul>	